

令和元年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果

令和2年12月4日
独立行政法人評価制度委員会

- 1 主務大臣による令和元年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）、元年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）及び国立研究開発法人の中間期間終了時までの中長期目標期間における業務の実績に係る評価（中長期目標期間中間評価）について、
 - ・ A以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
 - ・ C以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか
 - ・ 前年度にC以下の評定を付して改善方策を記載した目標について、その後の具体的な改善方策の実施状況等が評価書に記載されているか等の観点から点検したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。
- 2 点検においては、
 - ・ A以上の評定について、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。中には、評定に至った根拠の記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、評定に至った根拠に一定の合理性を見いだすことができた。
 - ・ C以下の評定について、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。中には、記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、改善方策等の具体的な内容を把握することができた。
 - ・ 前年度にC以下の評定を付して改善方策を記載した目標について、ほぼ全ての評価項目において、その後の具体的な改善方策の実施状況等の記述が確認できた。中には、改善方策の実施状況等の記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、具体的な実施状況等を把握することができた。
- 3 なお、調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由にC以下の評定が付されている法人はなかった。

4 委員会としては、S、A、B、C、Dといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

評価を実施したことのみに満足することなく、評価結果に基づいて、法人の良い取組については継続・発展させ、更に高い目標を目指す一方、現状を的確に分析して課題を適切に認識した結果として改善すべき事項が確認された場合には、目標達成に向けた創意工夫や新たな取組の導入などの見直し方策を講ずることにより、PDCAサイクルを機能させてより高みを目指していく、いわば螺旋状に法人のパフォーマンスを高めていくことを期待する。

主務大臣におかれては、今回の点検結果を踏まえて、来年度以降の評価を適切に実施されたい。